

岐阜県知事が宅地建物取引業者に対して行った行政処分情報

- ご利用にあたっての注意事項
- ◆掲載情報に関して

1. 本ページでは、岐阜県知事が平成26年2月以降に行った宅地建物取引業者に対する監督処分情報を提供しています。
2. 本システムの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、利用者が本システムの情報を用いて行う一切の行為について、本システム管理者及び各関係機関における担当部局は何ら責任を負うものではありません。
3. 本システムの掲載情報については、私的使用または引用等著作権法上認められた行為を除き、本システム管理者及び各関係機関の担当部局に無断で転載等を行うことはできません。また、内容の全部または一部について、本システム管理者及び各関係機関の担当部局に無断で改変を行うことはできません

行政処分の根拠法令 : 宅地建物取引業法
公開対象の行政処分 : 免許取消、業務停止、指示
行政処分情報の公開期間 : 行政処分を行った日から5年間

処分日	免許証番号	商号又は名称	代表者	所在地	処分内容 () 処分条項	処分理由
平成26年2月26日	岐阜県知事 (13)第931号	有限会社サンセン土地	服部 輝子	岐阜市瑞雲町4-4-2	免許取消 (法第67条第1項)	事務所の所在地が確知できないため、岐阜県公報でその旨 公告したが、30日を経過しても 被処分者から申出がなかった。
平成29年1月12日	岐阜県知事 (2)第4607号	鈴木総合商事株式会社	鈴木 啓二	岐阜県可児市川合北1-25	免許取消 (法第67条第1項)	事務所の所在地が確知できないため、岐阜県公報でその旨 公告したが、30日を経過しても 被処分者から申出がなかった。